

# 栃木県消費生活センター消費者教育資料貸出し事業運営要領

## (趣 旨)

**第1条** この要領は、栃木県内の消費者教育・啓発の機会等の充実を促進するため、栃木県消費生活センター消費者教育資料（以下「資料」という。）貸出し事業の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (資 料)

**第2条** 貸出しができる資料は、次のものとする。

- (1) 映像教材
- (2) パネル
- (3) 書籍

## (借受けができる者)

**第3条** 貸出しを受けることができる者は、次の団体及び個人とする。

- (1) 栃木県内の消費生活センター、その他の市町の機関、学校等教育機関及び消費生活に関する教育・啓発を行う団体等
- (2) 栃木県内に居住する者
- (3) 栃木県内に職場を有する者
- (4) 栃木県内の学校に通学する者
- (5) 上記の(1)から(4)のいずれにも該当しない者で、特に利用を必要とする者として栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課長（以下「課長」という。）が認めた者

## (申 請)

**第4条** 資料の借受けを希望する者は、資料借受申請書（様式第1号）をメール等により課長宛てに申請するものとする。

## (貸出期間)

**第5条** 貸出期間は、資料の貸出しを受けた日の翌日から起算して2週間以内とする。  
ただし、課長が必要と認めた場合はこの限りではない。

## (貸出及び返却)

**第6条** 資料の貸出及び返却は、原則としてくらし安全安心課で行う。

ただし、やむを得ない事情のある場合に限り、郵送等による貸出及び返却を認める。

郵送等により資料を返却する場合は、事前にくらし安全安心課に連絡するものとする。

2 前項に要する費用は、資料を借り受ける者（以下「借受者」という。）において負担することとする。

## (遵守事項)

**第7条** 借受者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 目的以外のために使用せず、適切に使用すること。
- (2) 第三者に転貸しないこと。
- (3) 雨天時に野外で使用しないこと。

(4) 資料の複製や、切取り・書き込みなど、資料の現状を変更する行為を行わないこと。

(資料の弁償)

**第8条** 資料を故意又は過失により紛失、汚損又は破損した場合は、資料紛失届（様式第2号）を提出し、現物又は相当の代価を弁償しなければならない。ただし、紛失、汚損又は破損した理由が避けることができない事故その他やむを得ない事情によるものであると課長が認めるときは、この限りではない。

附 則

この要領は、令和3（2021）年1月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和4（2022）年9月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和5（2023）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6（2024）年3月4日から施行する。